

## 第4回 串本町役場庁舎建設検討委員会 次第

日 時： 平成23年11月2日(水) 19時より

場 所： 串本町役場本庁舎 別館4階会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
  - (1) 今後の検討委員会審議事項に係る考え方について
  - (2) 新庁舎の規模について
4. その他
5. 閉会

## 今後の検討委員会審議事項に係る考え方について

前回の委員会において、現庁舎が抱える様々な問題点を改善し、併せてこれまでの方針に基づき、災害時の活動拠点として、その後の復旧・復興の拠点となるため、新たな庁舎建設が必要との認識に立ち、検討委員会設置要綱に基づき、今後、検討委員会にて審議していただく主な議事として、次のことを予定しています。

- 庁舎建設の時期について
- 庁舎建設に係る財源(合併特例債等)について
- 庁舎建設の候補地について
- 庁舎建設基本構想(案)について

各議事において、審議状況に応じて、同じ議事を数回にわたり継続して審議していただく場合、また関連して審議していただく議事が新たに出てくる場合があります。

また、前回の委員会にて、審議していただいた新庁舎に求められる機能についても、基本構想(案)を取りまとめるまでに、必要に応じ審議していただくこととなります。

## 新庁舎の規模について

新庁舎を建設する場合、庁舎の延床面積等を算定する方法として次の方法が用いられています。

- ① 総務省地方債庁舎面積算定基準をもとに算定する方法
- ② 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに算定する方法
- ③ 現状の床面積から求める方法

このうち、①及び②の方法により新庁舎の床面積等を算定します。  
算定するにあたり、条件となる数字が必要となり、想定条件として次のとおり設定します。

1. 平成 23 年 10 月 1 日を基準とし、役場本庁舎及び分庁舎に勤務する職員に、特別職 3 人を加算した員数にて算定します。
2. 人口は、5 万人未満の市町村の換算率を用いて算定します。
3. 基準表の課長補佐・係長級は、主幹、副課長、専門員とします。
4. 製図職員は、建設工事等の積算を行うパソコン台数による職員数とします。

● 総務省地方債庁舎面積算定基準をもとに算定する方法

施設区分	室名	換算職員数等	算定面積	説明
(ア)事務室	応接室を含む	237.5	1,068.8	4.5㎡×換算職員数
(イ)議事堂	議場、委員会室 及び議員控室	15	525.0	35㎡×15名 ※議員定数は、平成21年7月14日 条例第20号により、次の一般選挙から施行
(ウ)倉庫	倉庫	1,068.8	138.9	事務室面積の13%
(エ)会議室等	会議室、電話交 換室、便所、洗 面所、その他諸 室	145	1,015.0	7.0㎡×全職員数(350㎡を最少限度とする)
(オ)玄関等	玄関、広間、廊 下、階段その他 の通行部分	2,222.7	889.1	(ア)、(ウ)、(エ)の各室面積合計×40%
(カ)車庫	車庫		1,225.0	1台につき25㎡×49台
標準面積合計			4,861.8	
標準面積合計(車庫を除く)			3,636.8	

※ 公用車の台数については、平成23年度自動車損害共済に加入、台帳に登録されているなかで、新庁舎で使用する台数を49台とします。

◎ 本算定基準は、平成22年度をもって廃止となりました。

● 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに算定する方法

施設区分	室名	換算職員数等	算定面積	説明
(ア)執務面積	事務室、応接室	237.5	1,045.0	4.0㎡×換算職員数×補正係数1.1
(イ)議事堂	議場、委員会室 及び議員控室	15	525.0	35㎡×15名 ※議員定数は、平成21年7月14日 条例第20号により、次の一般選挙から施行
(ウ)付属面積	倉庫	1,045.0	135.9	事務室面積の13%
(エ)会議室等	会議室、電話交 換室、便所、洗 面所、その他諸 室	145	1,015.0	7.0㎡×全職員数(350㎡を最少限度とする)
(オ)設備関係 面積	機械室	2,195.9	436.0	冷暖房(一般庁舎)有効面積2,000㎡以上の場合
	電気室	2,195.9	78.0	冷暖房(高圧受電)有効面積2,000㎡以上の場合
(カ)交通部分	玄関、広間、廊 下、階段室等	3,234.9	1,132.2	耐火造庁舎は、上記各室面積合計の35%
(キ)車庫	車庫		882.0	1台につき18㎡(中型乗用車)×49台
標準面積合計			5,249.1	
標準面積合計(車庫を除く)			4,367.1	

※ 議事堂及び会議室等諸室の面積算定について、総務省地方債庁舎面積算定基準により算出します。

※ 有効面積は、(ア)、(ウ)、(エ)の面積を合計したものです。

新庁舎の規模について、現時点の職員数により 2 つの方法を用いて算定した面積を参考とし検討していきます。

なお、①の総務省地方債庁舎面積算定基準では、この基準による標準面積を超えた部分については、起債対象外となっておりますが、この要件は平成 22 年度に廃止されたことで、これまでの標準面積を超えた部分もすべて起債対象になると考えられます。

当然のことながら、庁舎は数十年の長期にわたり使用することになります。

串本町の人口は、平成 23 年 4 月 1 日現在で 18,019 人(平成 22 年国勢調査速報値)であります。『国立社会保障・人口問題研究所』(平成 20 年 12 月推計)によりますと、2020 年(平成 32 年)には、15,416 人になるとの予測もあり、こうした人口減少傾向にあるなか、また社会状況の変化等によって、組織や職員数に変動することも考えられます。

今後、職員数については、「串本町定員適正化計画」等を鑑み、また、第 3 回検討委員会で議題としました新庁舎の機能を具体化していくことで、基本計画、基本設計等の段階において、より実情に即した職員数、内容等をもって、新庁舎建設の設計に反映していくこととなります。

そして、階数については、敷地の条件、駐車場の台数及び建築費等を総合的に勘案して決定していくこととなります。

串本町職員 本庁舎・分庁舎配置・常勤職員数の現況について

◎ 庁舎標準面積算定基礎用

平成23年10月 1日 基準

【役場本庁舎】

本館					別館			
住民課	保健福祉課	地域包括 支援センター	税務課	会計課	総務課	防災対策室	企画財政課 (電算係除く)	産業振興課
12	13	3	15	4	12	5	11	13
計							88	人

【役場分庁舎】

環境衛生課	衛生施設 事務組合	水道課	建設課	学校教育課	議会事務局	電算室 (企画財政課)	
10	3	13	15	8	3	2	合計
計						54	人
						142	人

※ 育児休業職員、新病院建設準備室勤務職員を含む(但し、病院勤務との兼務者を除く)。

## 串本町職員 本庁舎・分庁舎配置・常勤職員数（職務別）

◎ 庁舎標準面積算定基礎用

平成23年10月 1日 基準

### 総務省地方債庁舎面積算定基準による換算職員数

所属課等	課長・室長	主幹・副課長・専門員	一般	製図職員	計
特別職 三役					3
議会事務局	1		2		3
総務課	2	5	10		17
企画財政課	1	4	7	1	13
税務課	1	3	11		15
住民課	1	4	7		12
保健福祉課	1	6	9		16
環境衛生課	1	2	7		10
産業振興課	1	3	8	1	13
建設課	1	8	4	2	15
水道課	1	4	6	2	13
会計課	1	1	2		4
学校教育課	1	2	4	1	8
衛生施設事務組合	1	0	2		3
計	14	42	79	7	145

	特別職 三役	課長級	課長補佐 ・係長級	一般職員	製図職員	計
職員数	3	14	42	79	7	145
換算率	12	2.5	1.8	1	1.7	
換算職員数	36	35	75.6	79	11.9	237.5

## 和歌山県内 人口類似団体役場庁舎等の現状

市町村名	施設名称	建設年	構造	階数 (地下)	延床面積 (㎡)	海拔高度 (m)	人口(人)	職員数(人)
							H23.4.1 現在	(一般行政部門) H22.4.1 現在
1 かつらぎ町	かつらぎ町役場本庁舎	S35	RC造	3	1,663	46.0	18,027	179
	かつらぎ町役場花園支所	S54	〃	3	809	360.0		
2 白浜町	白浜町役場本庁舎	S36	RC造	2(1)	3,101	32.0	22,567	205
	日置川事務所	S39	〃	2	1,195	8.9		
3 上富田町	上富田町役場	S54	RC造	2	2,825	18.0	14,757	91
4 那智勝浦町	那智勝浦町役場	S46	RC造	3	3,170	2.4	16,937	138
5 串本町	串本町役場本庁舎(本館)	S33	RC造	2	1,086	3.0	18,019	144
	串本町役場本庁舎(別館)	H7	S造	4	1,311	3.0		
	串本町役場分庁舎	S59	RC造	3	3,160	3.9		

※ 庁舎に関しては、平成23年度 和歌山県市町村課の調査による数字です。

※ 人口は、平成22年国勢調査速報値による数字です。

※ 職員数は、平成23年3月発行、「和歌山県 市町村データブック」による数字です。

※ RC造...鉄筋コンクリート造、S造...鉄骨造